

社会福祉課 ☎823-9207 823-9627
県庁被爆者支援課 ☎513-3109

対象者◆被爆者健康手帳または第一種健康診断受診者証を持つていない方で、海田町などが被爆地域の拡大を求めた地域で原爆投下直後に黒い雨を体験し、健康不安のある方。

事業内容◆

①保健師相談

保健師が黒い雨による健康不安を抱えている方々の健康相談に応じます。

・町の保健師による相談
・県の保健師による相談

呉市、福山市、三次市、東広島市で実施（8月31日まで予約が必要です）

・個別訪問相談

関係市町相談、県保健師相談、巡回相談会などの利用が困難な方に対して、自宅に県の保健師が訪問します。

②医師等相談会（広島市中部に会場を設け年2回）

保健師相談の結果、さらに相談または支援が必要と認められる方に対して、医師や臨床心理士が相談に応じます。

③巡回相談会

保健師相談、医師相談および臨床心理士相談までを一括して行う巡回相談会を開催し

ます。（広島市安佐北区、安佐南区、佐伯区、安芸区、安芸太田町において全10回開催）

④健康診断料の助成

年1回に限り、受診に要した自己負担額を後払いで助成します。

対象◆特定健康診査や海田町が実施するがん検診を受診後、医師等相談会または巡回相談会にその結果を持参し、医師による相談を受けた方

⑤交通費の助成

町相談窓口、県保健師相談、巡回相談会および医師等相談会に参加するため、公共交通機関や介護タクシーなどを利用した方については、その交通費を助成します。（事後払い）

詳しくは、予約時に相談してください。

※相談を受けるためには、電話による予約が必要です。

巡回相談会
(13時～17時)

期 日	場 所	予約締切日
5月19日(木)	安佐北区総合福祉センター	4月28日(木)
6月9日(木)	安佐南区総合福祉センター	5月26日(木)
7月14日(木)	湯木南公民館	6月30日(木)
8月18日(木)	安佐公民館	8月4日(木)
9月8日(木)	安公民館	8月25日(木)
10月20日(木)	川・森・文化・交流センター	10月6日(木)
11月10日(木)	佐伯区役所別館	10月27日(木)
12月15日(木)	安佐北区総合福祉センター	12月1日(木)
1月12日(木)	安佐南区総合福祉センター	12月22日(木)
2月16日(木)	安芸区総合福祉センター	2月2日(木)

県保健師相談会
(13時～17時)

期 日	場 所	予約締切日
9月29日(木)	広島県三次庁舎	8月31日(水)
10月6日(木)	広島県東広島庁舎	
10月27日(木)	広島県福山庁舎	
11月17日(木)	広島県呉庁舎	

年金生活者等支援臨時福祉給付金

（低所得の高齢者向け）の申請について

社会福祉課

☎823-9207 823-9627

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請は平成28年8月19日金までです。

田町に住民登録をしている人

年金生活者等支援臨時福祉給付金は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵を受けにくい低年金受給者を支援し、平成28年前半の個人消費を支えるため、低所得の高齢者などを対象に給付金を支給するものです。

②平成27年度の町民税（均等割）が課税されていない人※ただし、町民税が課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受給している人は対象外となります。

この給付金に該当すると思われる人には、4月に申請書などを送付しています。申請期限までに申請をしてください。

③平成28年度中に65歳以上になる人（昭和27年（1925年）4月1日以前に生まれた人）

支給対象者◆①・②・③のすべてに該当する人

支給額◆3万円（1人あたり）申請方法◆①申請書、②本人確認書類（保険証、運転免許証など）の写し、③振込口座の通帳の写しを社会福祉課（役場1階）まで郵送または持参してください。

①平成27年1月1日時点で海

は、行政だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

意識をカイカフ。男女でサンカフ。社会をヘンカフ。6月23日～29日は男女共同参画週間です。

社会福祉課

☎823-9207 823-9627

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できることができる男女共同参画社会の実現に向けて

は、行政だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

～大切な「未来」への情報「ねんきん定期便」をお届けしています～

ねんきん定期便専用ダイヤル ☎0570-058-555（ナビダイヤル） ☎03-6700-1144（一般電話）
広島南年金事務所 ☎253-7710

日本年金機構では、国民年金・厚生年金保険に加入している人に「ねんきん定期便」を送付しています。年金加入者の皆さん一人ひとりに対して、年金保険料の納付実績や年金の見込み額など、年金に関する情報を分かりやすく定期的にお知らせして、保険料負担と年金給付の関係を実感してもらうためのものです。送付時期は、毎年誕生月です。お知らせする内容は次のとおりです。

35歳・45歳・59歳の被保険者（封書で送付します）		その他の年齢の被保険者（ハガキで送付します）	
35歳、45歳の人	59歳の人	50歳未満の人	50歳以上の人
・年金加入期間 ・加入実績に応じた年金額 ・これまでの保険料納付額および加入履歴 ・厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況（厚生年金加入歴がある人のみ） ・国民年金保険料の納付状況（国民年金加入歴がある人のみ）	・年金加入期間 ・老齢年金の年金見込額（既に老齢年金を受け取られている人は除く） ・これまでの保険料納付額および加入履歴 ・厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況（厚生年金加入歴がある人のみ） ・国民年金保険料の納付状況（国民年金加入歴がある人のみ）	・年金加入期間 ・加入実績に応じた年金額 ・これまでの保険料納付額 ・最近の月別状況	・年金加入期間 ・老齢年金の年金見込額（既に老齢年金を受け取られている人は除く） ・これまでの保険料納付額 ・最近の月別状況

※法律の改正に伴い、6月以降生まれの人（平成28年4月以降に作成）では「ねんきん定期便」の様式が従来と異なります。「ねんきん定期便」について、分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤル、または広島南年金事務所へ相談してください。

わたしたちの国保

住民課 ☎823-9206 823-9627

特定健診が始まります

本年度も、40歳以上75歳未満の海田町国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施します。

対象者には、5月下旬に特定健康診査受診券（ピンク色）を郵送しています。特定健診を受診する場合は、受診券が必要です。受診の際に必ず持参してください。（個別健診または集団健診を受診することができます）

健診の申し込み方法や内容は、広報かいた5月号と一緒に配布されている「健診のしおり」をご覧ください。生活習慣病の早期発見のためには、健診による健康管理が大切です。年に一度は健診を受けましょう！



受診券の有効期間◆6月1日から来年1月31日（来年1月31日までに75歳の誕生日を迎える人は有効期限が異なります。その場合は後期高齢者健康診査を受けてください。）

6月の集団健診◆

18日(土)・19日(日) 海田東公民館
20日(月)・21日(火) 福祉センター

アクア・エクササイズ（水中運動教室）

アクア・エクササイズの第2クールが始まります。第2クールは第1クールと同様初心者向けの泳ぎのコースです。「体重が減らない・・・」と思っている人や腰痛に悩む人もいっしょに楽しく運動しましょう。水の中では浮力が地上の6分の1になり、腰や膝への負担が軽くなり、運動しやすくなります。※9月から第3クールとして「アクア・ビクス」（音楽に合わせて身体を動かします）を開催します。開催日や申し込みなどは今後広報でお知らせします。

※第1クールの参加者も、第2クールに申し込むことができます。

コース名◆初心者のための泳ぎ方教室

実施日時◆6月15日、22日、29日、7月6日、13日（いずれも水曜日）13時30分～14時30分

場 所◆福祉センター 健康増進プール

対 象◆30～74歳の町内に住民票がある人。社会保険の人も参加できます。

参加費◆1コースあたり1,500円

定 員◆15人

申し込み◆6月3日(金)から電話で住民課へ